

オープンカウンター方式による見積依頼の公告

平成30年12月5日

支出負担行為担当官

高知刑務所長 畠山 武士



1 見積依頼に付する事項

- (1) 件名 高知刑務所会議室用椅子更新契約
- (2) 調達内容等 詳細は仕様書のとおり
- (3) 納入期限及び納入場所 詳細は仕様書のとおり

2 参加資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ているものは、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 平成28・29・30年度法務省競争参加資格(全省庁統一資格)「物品の製造」又は「物品の販売」においてD等級以上に格付けされた資格を有する者。
- (3) 契約の相手方として不適当でなく契約の相手方として不適当な行為をしない者。
なお、契約の相手方として不適当な者及び不適当な行為をする者とは、以下のア及びイに示すものである。
 - ア 契約の相手方として不適当な者
 - (ア) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき
 - (イ) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
 - (ウ) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供

与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは
関与しているとき

(エ) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用
するなどしているとき

(オ) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有してい
るとき

イ 契約の相手方として不適当な行為をする者

(ア) 暴力的な要求行為を行う者

(イ) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者

(ウ) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者

(エ) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者

(オ) その他前各号に準ずる行為を行う者

3 契約条項を示す場所及び仕様書等問い合わせ先

高知県高知市布師田3604-1

高知刑務所総務部用度課

TEL 088-866-5454 (内線231)

FAX 088-880-2006

4 契約条項を示す場所及び仕様書等の配布期間

平成30年12月5日(水)から同年19日(水)まで

午前8時30分から午後5時まで

ただし、最終日は午前11時までとする。

5 事前提出書類の提出方法、提出期限及び提出場所

(1) 提出書類

見積書の提出を希望する者は、次に掲げる書類を提出すること。

ア 契約の相手方として不適当な者及び不適当な行為をする者でない者であるこ
とを証明する「誓約書(役員名簿添付)」

イ 平成28・29・30年度法務省競争参加資格(全省庁統一資格)「物品の製
造」又は「物品の販売」においてD等級以上に格付けされた資格書類

※ 「誓約書(役員名簿添付)」の様式は、仕様書とともに配布する。

(2) 提出方法

持参又は郵送により行うものとする。

(3) 提出期限

平成30年12月19日（水）午後5時まで

(4) 提出場所

上記3のとおり

6 見積書の提出方法、提出期限及び提出場所

(1) 提出方法

持参又は郵送によるものとする。

(2) 提出期限

平成30年12月20日（木）午前11時まで

(3) 提出場所

上記3のとおり

7 見積り合せの日時

平成30年12月20日（木）午後1時（見積書を全て受領した時点で、事前提出書類の確認終了後、速やかに実施する。）

なお、結果については契約の相手方に決定した者のみに速やかに適宜の方式により通知する。

8 契約の相手方の決定方法

予算決算及び会計令第99条の5の規定に基づいて決定した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な見積書を提出した者を契約の相手方とする。

なお、総価での見積合せとする。

9 契約保証金の納付

免除

10 その他

(1) 都合により見積合せを取りやめることがある。

(2) 契約書作成の可否については、契約担当官の指示に従うこと。

(3) 参加を希望する者は、上記4に示す誓約書（役員名簿添付）を指定期日までに提出すること。

(4) 使用する言語は日本語、通貨は日本円、時間は日本の標準時及び単位は計量法（平成4年法律第51号）による。